

平成 26 年(行ウ)第68号 豊橋市民病院公金支出差止請求住民訴訟事件

原告 寺本泰之

被告 豊橋市長 佐原光一

準備書面(2)

名古屋地方裁判所民事 9 部A1 係 御中

平成27年2月18日

原告 寺本泰之

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

(〒441-1101)

TEL 0532-88-3451

第1 被告第1準備書面、第1に対する反論

1、 2(2頁の4段落)の主張に対する反論

(1)被告は「しかしながら、低価格で落札された他の案件が適切に履行されたことが、本件入札において低価格で入札した業者について契約の

内容に適合した履行がされないおそれがないことを意味するものではない。」と主張する。

しかし、この主張は同時に、本件入札において低価格で入札した業者について契約の内容に適合した履行されないおそれがあることを意味するものではない。

(2)被告は、「極端な低価格での入札は「契約の内容に適合した契約がされないおそれ」や「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ」の蓋然性が高く、失格判断基準はそれらのおそれを適切に排除することにより適正な価格での競争を確保するものである。」と主張する。

しかし、このように「履行されないおそれ」の有無の調査確認もされないまま、本来なら安くできる事業が、実勢価格より高く入札額が決まったのであれば「最少のコストで最大の効果を求める」地方自治法第2条14項に違反する。失格判断基準の導入以前においても「契約の不履行」の事態は起きていない現実から考えれば、被告の言う「適切な排除」は住民にとって「適切な排除」とは言えない。業者の営業の自由を阻害し、住民の利益を考慮しない主張である。

(3) (1), (2)のまとめ

①被告の失格判断基準導入は裁量権の逸脱濫用である。

入札制度検討会議資料(甲第10号証)により、

ア、これまで低入札価格で入札した業者について不履行がなかったことが証明されている。

イ、低入札価格調査制度が十分に生かされており、新たに失格判断基準を導入して高い価格で契約する必要はなかったことが明らかにされている。

ウ、低入札価格入札による再委託先へのしわ寄せなどはなかった、ことが明らかにされている。

以上ア、イ、ウから本件業務委託の入札に「失格判断基準」を導入したことは実態に合わない不合理な規制であったことがわかる。このことにより健全な競争が行われず、業者の営業の自由に制約をもたらした。また、住民に不合理な負担を課した。このことは被告の裁量権逸脱・濫用にあたる。

②国が運転手の勤務1回当たりの走行距離を制限することについて取消を求めている裁判(一般乗用旅客自動車運送事業の乗務距離の最高限度を定める公示処分の取消請求事件)について2013年5月31日名古屋地方裁判所で、2014年5月30日名古屋高等裁判所では次のような判決をされている。

国が運転手の勤務1回当たりの走行距離を制限したのは過剰な規制だとして、タクシー会社「名古屋エムケイ」(名古屋市)が、中部運輸局の定めた上限を超えた乗務を認めるよう求めた訴訟の判決が2013年5月31日、名古屋地裁であった。福井章代裁判長は「中部運輸局の距離制限は裁量権の乱用で、違法だ」と述べ、制限違反を理由とした今後の処分を禁じるなどエムケイ側の全面的な勝訴を言い渡した(時事通信社 2013年05月31日13時05分:甲第11号証一1)。

国がタクシー運転手の1回あたりの乗務距離を規制したのは裁量権乱用にあたるとして、タクシー会社「名古屋エムケイ」(名古屋市北区)が乗務距離規制の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決が2014年5月31日、名古屋高裁であった。筏津順子裁判長は国の規制を違法とした一審・名古屋地裁判決に続き、乗務距離の制限を違法と判断、上限を超えて走行できるとした。……筏津裁判長は、公示直前の3年間でタクシーの速度違反の件数が減少していたことを指摘。「営業の自由に制約をも

たらず乗務距離規制を新たに導入の必要性があったと認めるのは困難」と指摘した(日本経済新聞2014年5月30日:甲第11号証—2)。

大阪高裁、福岡高裁も2015年1月7日同じ判断をした。(甲第11号証—3)

被告が行った本件委託業務の入札に対する失格判断基準による規制は前記タクシー会社に対して行われた国の規制と構造が同じである。このことから被告の失格判断基準導入が裁量権の逸脱濫用であることは明らかである。

2、3(3頁)の主張に対する反論

1段落で被告は「病院設計業務に関わってきたキャリアがあることをもって、本件入札において『履行がされないおそれ』や『公正な秩序を乱すこととなる恐れ』が発生しないことの根拠とすることはできない。」と主張する。

原告は、被告のこの主張には同意する。しかし、このことは「不履行のおそれが発生する」根拠とすることもできない。原告は、株式会社綜企画設計のこれまでのキャリアを考えたとき、また一般論として業者は、培ってきた信頼を失うことが、仕事を受注するにあたり大きな障害になることが分かっているから、契約不履行のような不手際で信頼を失いたくないと考える。だから、本件委託業務を3,750万円で出来ると綜企画がいうなら出来るであろう、と被告は確信したまでである。

これに対して被告が「不履行のおそれがある」として失格にするならばこのおそれを立証する責務は、本件委託業務に関わるすべての情報を持つ被告にある。

3、4(3頁)の主張に対する反論

被告は、「履行がされないおそれ」の有無を容易に判断できないと主張する。ではなぜ被告は「履行がされないおそれあり」として失格に出来るのか。矛盾する論理である。

4、5(4頁)の主張について

被告の主張を認める。地方自治法施行令 167 条の10第1項に違反し、2項は除く。本件委託業務では失格判断基準導入を争点としているので本件委託業務に失格判断基準を導入した違法性について争う。地方自治法施行令 167 条の10第1項に違反する。

5、6(4頁)の主張について反論

被告は「失格判断基準は当該基準に該当することからダンピングや契約不履行に陥ると断定するものではない」と主張する。

ではなぜ当該基準以下の価格で入札した業者を調査もせず失格にしたのか。豊橋市はこれまで低入札価格による契約不履行はなかった、と入札制度検討会議(甲第10号証)で認めているではないか。

6、8(6頁)について

被告は、当該委託料に関する経費を上乗せして請求する制度ではない、と主張する。この主張は誤解も甚だしい。

本件委託業務は豊橋市が行う事業である。豊橋市民病院の運営が危うくなれば一般会計から補てんする。これは常識である。したがって公共事業たるものは、住民の福祉を優先し、そのためには「最少のコストで最大の効果を上げること」が義務付けられているのである。行政の原則である。原告は、このことを問題にしている。6頁2段落の主張は全般的な外れである。

第2 被告第1準備書面、第2対する反論

1、2(6頁)の「失格判断基準の導入等に関する事実経過について」において被告は、低入札価格調査制度を導入し、その効果を検証してきたが、依然として低入札が発生し、根本的な解決には至らないと判断し失格判断基準の導入を決定した、と主張している。

しかし、入札制度検討会議資料(甲第10号証)によれば低入札価格調査制度で契約不履行のような問題は生じていない。準備書面(1)で述べたように、「平成25年度第2回入札制度検討会議」の1ページ「平成24年度入札結果等の検証について」のなかで「調査実施状況」が報告されており、そこには低入札調査では「すべて履行可能」とある。逆に「低入札調査の状況」の調査結果では「下請け先へのしわ寄せもなく、関連データや技術的資料の蓄積により低価格でも業務が遂行できるという業者が多い」とあり、公正な競争入札が行われていることが証明されている。

被告がここで求めた効果とはいかなるものなのか、このことについて具体的に提示しなければ失格判断基準導入の必要性を証したことにはならない。「国土交通省の低入札対策について」(乙第15号証)を引用した一般論的抽象論であっては証拠にならない。国は、入札額が一定額を切ったら調査もせず失格にする失格判断基準の制度は導入しておらず、調査によって契約履行が可能となれば契約業者としている。

2、3(7頁)の法的主張について

(1)の主張について反論

原告が、準備書面(1)5頁で主張するように被告は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認める(地方自治法施行令 167 条の1

0第1項2項)の事実のないまま失格判断基準を導入したことは事実である。このことから地方自治法施行令第167条の10第1項に違反する。

(1)のイについて

同施行令第2項は最低制限価格についての条項であるが、失格判断基準と最低制限価格はいずれも同じ構造をした制度であるので、原告は2項を関係ないとは捉えられない。しかし、法的には最低制限価格についての条項なので同施行令第1項のみ違反する、とする。

(2)の主張について反論

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条に違反する。

「公共工事の入札及び契約の適正化法」は建設工事を指し、工事に伴う委託業務には適用がない、と被告は主張するが、この主張に対しては準備書面(1)6頁4の(1)で述べたとおりである。また「建設工事」は設計から建設完了までのすべてにわたるのが世間の常識である。

(3)の主張に対する反論

地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項に違反する。

原告が、第2の1(5頁)で述べたとおりである。これまでの「低入札調査の状況」の調査結果では公正な競争入札が行われていることが証明されている。被告は、合理的理由もなく失格判断基準を導入し、豊橋住民に不当な損失を負わせたことは明らかである。

(4)の主張について反論

国は会計法に定めている、と述べているのであって本件業務委託の入札が会計法に違反していると言っているのではない。

3、1, 2のまとめ

原告は以下 4 点を主張する。

- ①地方自治法施行令第167条の10第1項に違反する。
- ②公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条に違反する。
- ③地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項に違反する。
- ④本件業務委託の入札に失格判断基準を導入する必要性はなく、被告の裁量権の逸脱・濫用である。

以上である。

第3 結論

被告は、本件委託業務の入札において履行されないおそれやダンピングのおそれを確認することもなく失格判断基準を導入した。このことは明らかである。失格判断基準という実態に合わない不合理な規制により健全な競争が行われず、業者の営業の自由に制約をもたらし、住民に不合理な負担を課した。このことは被告の裁量権逸脱・濫用にあたる。

豊橋市の総務委員会資料(平成27年3月13日)には、豊橋市の入札不調が平成25年度の下半期に入り増加し、年間では入札件数の13.9%を占める事態になった旨が述べられている。入札不調の要因として、震災復旧工事や建設投資が増加していることを挙げている。

円安等による建設資材の高騰によって入札価格が予定価格以上になり入札不調を来たしているのだ。

このことは建設業界において市場の原理が働いていることを現している。建設投資が減少すればその逆の現象が現れる。こういう市場の原理を封じ込め、業者間の健全な競争を妨げることで業者のイノベーションを失わせる結果を招いているのが失格判断基準、最低制限価格の制度である。予定価格を積算する職員においても、2～3年で異動するシステムの中で、半年に一度発行される東京発の価格表のみでの積算ではとても最新の地域での実勢価格を当然把握できない。このようなアバウトな予定価格をもとに1円切っても調査することなく一律失格にする制度は日本のモノづくり意欲を削ぐことになる。原告は全く必要のない制度と捉えている。

豊橋市は契約規則(甲第12号証)23条で請負契約の履行について監督及び検査を定めている。被告がこの規則を順守すれば、最少のコストで契約は履行される。

被告が、佐原光一に対し3,430万円及びこれに対する平成26年7月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ、との判決を強く求める。

証拠方法

甲第11号証—1:時事通信社記事 2013年05月31日付

甲第11号証—2:日本経済新聞記事2014年5月31日付

甲第11号証—3:朝日新聞デジタル 2015年1月7日付

甲第12号証:豊橋市契約規則

添付書類

準備書面(1)副本 1通

甲号証写し 各1通